

## 市民活動補助金制度の改革を包括する“町民活動推進条例”

### の制定を要望する陳情

#### 1. 陳情要旨及び理由

今日の、わが国の社会、経済の状況は容易には解決できない課題が山積しています。

いっぽう、市民の価値観は多様化し、市民生活を営むための要素も多様化、そして複雑化しています。

これらの諸課題に対応するための、行政と市民公益活動、社会貢献活動を行う団体との協働は、平成10年の特定非営利活動法人促進法(NPO法)の施行から、全国的に活発になり、行政による市民団体に対する活動支援制度は、今では、ほとんどの自治体で採用されています。

市民団体と行政の協働は、市民にとっては、必要とする柔軟なサービスが受けられ、また、市民の活躍の場が広がり、行政にとっては、市民が主体となって参加することで、行政サービスの拡充を図ることができ、市民活動団体にとっては、その理念を効果的に実現できるというメリットがあります。

さまざまな支援策の中でも核となる活動資金支援制度は

- ① 有識者、公募市民などの第三者機関が主体の公開審査会
- ② 活動目的など審査結果の公表
- ③ 活動実績の報告会を公開の場で開催
- ④ 自立を促し、平等性を確保するため、補助期間の限定

を必須要件とし、これらの各項目が他の新たな市民活動の発生を誘う「呼び水」の役割も担っています。

しかし、大磯町では市民活動に対する補助金制度はあるものの、その運用実態は

- ① 行政が主体の非公開の審査会
- ② 審査結果の非公表
- ③ 活動実績の非公表
- ④ 補助期間の制限なし

と従前からの行政による一方的な、旧態依然とした補助金制度のままで、市民活動の活性化につながっていません。

平塚市では平成14年に「平塚市市民活動推進条例」を、二宮町では平成18年に「二宮町町民参加条例」を施行し、しっかりとした補助金制度のもと、里山の保全を図る活動、野良猫を減らす活動、独居老人を訪ねる活動、河川の浄化

活動、各種補助金の費用対効果を調べる活動など、市民と行政が一体となって、さまざまなそして多くのプロジェクトを推進し、成果を得ています。

私達は町民と行政が協力、協調し、豊かな大磯を創るため“町民活動推進条例”の制定を要望いたします。

## 2. 陳情事項

市民活動補助金制度の改革を包括する“町民活動推進条例”の制定を要望します。


添付資料①平塚市「協働事業のススメ」

②二宮町「補助金一事業報告会」

平成 23 年 8 月 15 日

大磯町町議会議長殿

住所 大磯町西小磯 702-3

氏名 添田 正直 

(他 361 名)

電話 090-6560-1183